

第2部 基本構想 2015－2024

第1章	策定の趣旨
第2章	目標年次
第3章	八街市がめざす将来のすがた
第4章	施策の大綱：八つの ^{まち} 街づくり

第1章 策定の趣旨

本市は、時代の潮流の変化や多種多様化する市民ニーズに的確に対応した、新しい時代にふさわしいまちづくりを推進するため、その指針となる基本構想を2005年（平成17年3月）に策定し、2025年（令和7年）を目標年次として、本市のまちづくりを進めてきました。

現在、本市では、少子高齢化と人口減少が進んでおり、生産年齢人口（15歳～64歳）も大きく減少するなどまちづくりにとって大変厳しい状況にあります。

そうしたことから、少子高齢化・人口減少に対応し、将来のまちづくりの指針となる基本構想を策定します。

第2章 目標年次

基本構想の目標年次は、2025年（令和7年）とします。

第3章 八街市がめざす将来のすがた

第1節 まちづくりの基本理念

ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、

心安らぐまちづくりを、

市民と行政の協働により進めます。

—八街市まちづくり市民会議（八街市総合計画2005第I期）からの提言—

本市は、先人が守り続けてきた豊かな自然や風土、あたたかい人情にあふれる人々、恵まれた地理的条件により、近年多くの人々を受け入れながら発展してきました。

しかし、少子高齢化社会の到来と人口減少の進行などを考えると、本市は、変革の時代を迎えています。

そこで、これまで育まれた美しい自然や風土を大切に「ふるさと八街」を引き継いでいくとともに、活力ある産業の振興を図り、八街独自の文化を継承・創造し、生涯を安心して暮らすことのできる調和のとれたまちづくりを、さまざまな主体（※）が連携・協働しながら自主的にまちづくりにかかわっていく、市民と行政との協働の仕組みにより進めます。

※さまざまな主体：市民、地域（区・自治会など）、NPO法人、ボランティア団体、企業など

第2節 将来都市像

2025年（令和7年）の本市の将来都市像を

ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた

－八街市まちづくり市民会議（八街市総合計画2005第I期）からの提言－

と定めます。

「ひと・まち・みどりが輝く」とは、本市に暮らす人々がいきいきと活躍し、自然と農業や商工業など多様な産業とが均衡ある調和を保ちつつ、まちが未来に向かって力強く発展する姿をあらわしています。

「ヒューマンフィールドやちまた」とは、すべての人が安全で安心して暮らせる、自然と共生する、人間的なやさしさにあふれた都市やちまたをあらわしています。

第3節 まちづくりのテーマ

本市は、将来都市像「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」の具体化に向けて、

やちまた『八つの街づくり』宣言

をまちづくりのテーマとして掲げます。

「やちまた『八つの街づくり』宣言」とは、本市がめざすまちづくりの目標を“八つの街”の姿として表現したものであり、将来都市像の実現に結びつけるまちづくりのテーマです。

一の街 めざします！便利で快適な街

- 良好な都市空間が形成されている、住んでよかったと思える街
- 市民生活の利便性を支える交通ネットワークの充実した、すべての人にとってやさしい街

二の街 めざします！安全で安心な街

- 警察や消防・救急体制の強化された、災害に強く、犯罪や交通事故の少ない街
- 市民の自主的な活動や、市民と行政の協働による地域安全ネットワークが形成された、防犯・防災体制の充実した街

三の街 めざします！健康と思いやりにあふれる街

- 誰もが、住みなれた地域で生涯にわたりいきいきと暮らすことのできる街
- 地域の福祉力を高め、地域で支えあいながら、市民、民間、行政が連携して福祉の充実を推進していく街

四の街 めざします！豊かな自然と共生する街

- 恵まれた豊かな自然環境を守り、いつでも自然とふれあうことのできる街
- 市民一人ひとりが自然を大切にしていける、自然環境にやさしい街

五の街 めざします！心の豊かさを感じる街

- 市民一人ひとりが、生涯にわたり自己実現を図るため、いつでも学習機会を得、スポーツに親しむことができる街
- 先人から引き継いだふるさと文化の保存・継承を通じた、「ふるさと」と思う街

六の街 めざします！活気に満ちあふれる街

- 市民一人ひとりが目標を持っていきいきと働き、各産業が力強い発展をする街
- 地域特性を十分に活かし、持てる力を最大限に発揮する街

七の街 めざします！市民とともにつくる街

- さまざまな主体(※)が連携・協働して、自主的に政策形成などまちづくりに参画する街
 - 市民と行政が協議を重ねながら役割を明確にし、市民やまちづくり団体がいきいきと活動する街
- ※さまざまな主体：市民、地域(区・自治会など)、NPO法人、ボランティア団体、企業など

八の街 めざします！市民サービスの充実した街

- 限りある財源の中、市民ニーズを的確に把握し、最小の費用で最大の効果をあげる行財政運営を進める街
- 市政情報を幅広く公開することにより、市民と行政が情報を共有し、透明性の高い行財政運営が確立した街

施策体系イメージ図



第4節 将来人口

基本構想の目標年次である2025年（令和7年）の総人口を68,000人と想定します。

1. 総人口

本市の人口は、1988年（昭和63年）から1994年（平成6年）ごろまで、毎年5～7%と全国上位の増加率を示しましたが、増加率は徐々に減少し、国勢調査の結果では2005年（平成17年）の人口75,735人をピークとして、以降、人口減少となっています。2010年（平成22年）における本市の人口は73,212人でありました。

少子高齢化の進行による自然減と転出入のうち転出超過による社会減が進み、本基本構想の目標年次である2025年（令和7年）における推計人口は、このまま人口減少が推移すると65,032人と予測されます。

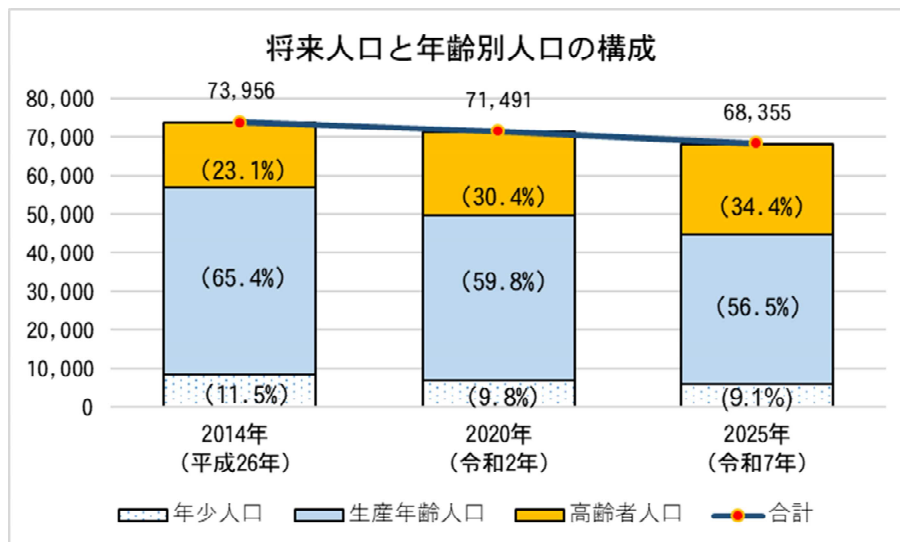
しかしながら、本市の活力を維持していくためには、可能な限り定住人口を維持することが不可欠です。そこで、次世代を担う若年・子育て世代が住みやすい環境、子どもを産み育てやすい環境の整備や産業振興などによる雇用の確保などを進め、さらに市民一人ひとりが、身心ともに生涯にわたって、安全に安心して健やかに暮らすことができるまちづくりを推進します。

これらの取り組みを推進することで、人口減少の抑制を図り、本基本構想の目標年次である2025年（令和7年）の総人口を68,000人と想定します。

2. 年齢別人口構成

年齢別人口構成は、少子高齢化がより一層進行し、年少人口（0歳～14歳）の減少と高齢者人口（65歳以上）の増加がさらに進むものと予想されます。また、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少も急速に進むものと予想されます。

3. 将来人口と年齢別人口の構成



第5節 土地利用

本市は、市全域の62%が農地と山林で占められており、豊かな自然が守られています。

また、一方では、これまでに多くの人々を受け入れ、急速な都市化が進みました。

私たちは、先人から受け継がれた自然豊かな風土に、新たな価値を加えた「ふるさと八街」をつくり、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。そこで、自然、安全性、快適性、地域特性などに配慮した秩序ある土地の有効利用を図り、「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現をめざします。

1. 魅力ある都市空間を形成する土地利用

八街駅周辺については、商業、業務、公共、サービス、多様な都市型住宅など、高度な都市機能を備えた、本市の顔にふさわしい賑わいのある、都市核としての土地利用を進めます。

榎戸駅周辺については、駅機能の充実を図り、住宅市街地として都市機能を併せ備えた、都市副次核としての土地利用を進めます。

市街地促進地域については、ゆとりある生活空間と美しい街並みが形成された、災害に強く安心して生活できる都市づくりを進め、快適な居住環境の創出をめざした土地利用を進めます。

周辺市街地については、周辺の自然環境との調和、オープンスペースの確保などを図り、潤いのある田園居住地の形成を目指した土地利用を進めます。

交通便利性の高い沿道市街地については、商業施設、流通、製造業、研究開発機関などの立地を促進し、活力ある産業の創出を促す土地利用を進めます。

2. 人と自然が共生する土地利用

農業地域については、良好な農業環境を保全しながら生活環境の向上をめざした土地利用を進めます。

豊かな自然が残る地域については、緑地、谷津田、里山や水辺などの貴重な自然の維持・継承に努め、美しい田園風景の保全をめざした土地利用を進めます。

これらの地域については、自然環境や農業環境との調和を図りながら、市民のレクリエーション、健康づくり、余暇活動、自然学習、地域や市街地住民の交流などの場として多様な活用を促進し、緑とふれあえる場の創出をめざした土地利用を進めます。

未利用の農用地については、農用地の集約化、あるいは関係機関と協議をしながら有効的な土地利用を進めます。

第4章 施策の大綱：八つの街づくり

一の街 めざします！便利で快適な街

1. 秩序ある土地利用

- 地域の特性を活かした秩序ある土地利用を、関係する法令などに基づき進めます。さらに、地域の特色を活かしたまちづくりの促進を図ります。
- 遊休地などを活用した雨水排水計画の策定を進めます。

2. 道路の体系的整備

- 市民生活や産業活動を支える道路については、交通需要や渋滞箇所を把握する中で、中長期的な道路整備計画を策定するなど、幹線道路や補完的な役割を果たす市道について体系的に整備を進めます。また、歩行者ネットワーク(※)の形成を進めます。
- 国道道の整備については、関係機関に対する要望、協議を進めます。

※歩行者ネットワーク：駅周辺などにおいて、歩行者が通行可能なルートの形成

3. 移動を支える公共交通の充実

- JR総武本線については、快速電車・普通電車の増便や複線化など輸送力の増強を引き続き要望します。
- 路線バスについては、確保維持を継続して要請するほか、ふれあいバスの運行体制の見直しなどを進めます。

4. 人にやさしいまちづくりの推進

- 通行しやすい歩道、利用しやすい公共施設、移動しやすい交通機関など、誰もが暮らしやすい地域環境の整備に向けて、バリアフリーやユニバーサルデザイン(※)を取り入れた、人にやさしいまちづくりを進めます。

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・デザインなど

1. 交通安全の推進

- 高齢者、障害のある人、子どもなどの交通弱者が、安心して通行できる歩行空間の整備を進めるほか、関係機関と連携を図り、危険箇所への交通安全施設の整備に努めるなど、人優先の交通安全対策を推進します。
- また、交通安全教育を充実し、歩行者などの交通安全意識の徹底を図るとともに、市民と行政が一体となり、参加・協働型の交通安全を推進します。

2. 消防・救急体制の充実

- 都市化や高齢化を踏まえながら、火災や急病時に迅速に対応できる消防・救急体制の強化を促進します。また、防火意識の高揚により火災の予防に努めるほか、消防団員の確保、消防団活動の促進、消防装備の充実など、地域の消防体制の強化を図ります。

3. 防災体制の充実

- 市民の生命や財産を守るため、あらゆる災害を想定した防災体制の整備を進めるとともに全市的な防災訓練を実施します。また、自主防災組織の強化、設立支援を図るとともに、防災知識の習得、防災意識の高揚を図ります。

4. 防犯施策の充実

- 警察署の設置など警察力の更なる強化を関係機関に要請するほか、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と自主防犯組織の強化、設立支援を図るなど、市民・警察・行政が一体となった防犯体制を確立します。

5. 消費者行政の充実

- 市民が安心して消費生活を送れるよう消費者対策を充実します。また、市民が消費者被害を受けることのないよう消費者意識の向上を図るとともに、消費生活相談の専門性を高め、苦情相談への的確な対応に努めます。

1. 生涯にわたる健康づくり

- 子どもから高齢者まで、各年代に応じた健康診査や相談・指導体制を強化するとともに、市民の自主的な健康管理意識を高め、健康的な生活習慣の定着に努めます。また、関係機関との連携を密にしながら、かかりつけ医の普及や在宅療養など地域医療サービスの確保に努めるとともに、周辺市町と連携した救急医療体制を強化します。

2. 地域で支えあう福祉の推進

- 誰もが住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるように、市民の自主的な福祉活動を推進し、地域での支えあいの仕組みづくりを進めます。
- 支援を必要としている人々に対して、相談体制を強化し、自立した生活が送れるように、きめ細かい対応に努めます。

3. 笑顔あふれる子育てへの支援

- 多様な保育サービスの提供や相談体制の充実を図るとともに、地域と保育園、幼稚園、学校などが連携し、地域全体で安心して子育てができる環境整備を進めます。
- ひとり親家庭の相談体制を強化し、自立に向けた就業支援や子育て支援、生活支援の充実を図ります。

4. 生きがいに満ちた高齢者福祉の充実

- 生涯を通して活躍できる多様な社会参加の場の提供や就業機会の創出に努め、健康維持と生きがいづくりを支援します。
- 介護保険事業については、健全な保険財政の運営に努め、安定したサービス提供を図ります。

5. むくもりのある障害者福祉の充実

- さまざまな機会を活用して、ノーマライゼーション(※)理念の普及・定着に向けた啓発活動を進めるとともに、障害のある人の社会参加の機会を拡大します。また、地域において、障害のある人が暮らしやすい環境整備を進めます。

※ノーマライゼーション：障害のある人や高齢者が、ほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方

1. 緑の保全と創出

- 市内に広がる豊かな緑や里山、谷津田、水辺、田園風景など八街らしい景観を保全するとともに、これら美しい自然を活かし、市民の憩いの場、交流の場、健康づくりの場としての公園や緑地及びそのネットワークの整備・管理を市民参加・協働により進めます。

2. 生活環境の整備

- 良好な住環境を備えた、快適な生活環境づくりを促進します。良質な浄水の安定供給に努めるとともに、計画的な下水道・水路整備を進めます。

3. 循環型社会の推進

- 廃棄物処理について、市民や事業者、団体などへの意識啓発に努めるとともに、行政も含め互いの役割分担を図りながら、減量化、リサイクル、適正処理を一層推進し、環境への負荷を最小限に抑えた循環型社会の構築を進めます。

1. 子どもの教育・健全育成の充実

- 連携教育を中心に、情報化や国際化など時代の変化に対応した学校教育の充実を図ります。また、地域で青少年が活動できる場を確保し、学校、家庭、地域が連携した青少年の健全育成を進めます。

2. 自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進

- 市民が自発的に学習・スポーツに参加できる体制づくりに努めるとともに、活動拠点の充実を図ります。また、指導者の育成を図り、継続して活動できる環境づくりを進めます。

3. 市民文化の創造と継承

- 文化財、伝統芸能の保存・継承を図るだけでなく、日常生活に密着した文化を再認識し、次の世代に積極的に継承します。また、市民の自主的な芸術文化活動や、多彩な芸術文化に触れる機会を拡充し、八街独自の新たな文化の創造・発信を進めます。

4. 豊かな心を育む交流の推進

- 国際交流、地域間交流、世代間交流など、場所や世代を超えた多様な交流活動を支援するとともに、交流活動のリーダーとなる人材の育成に努めます。また、性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮することができる環境づくりを進めます。

5. 男女共同参画の推進

- 男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、自分らしくいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に努めます。

1. 時代の変化に対応した農業の振興

- 大都市近郊という立地条件を活かし、優良農地の保全、生産基盤整備、経営体制の改善、流通の合理化、6次産業化（※）などを支援し、持続可能な農業を促進します。さらに、農業者の高齢化・後継者対策、食糧自給率の向上、消費者ニーズの多様化への対応など時代の要請に応える農業を促進します。また、環境にも配慮した循環型農業をめざし、安全で安心な農産物の生産を促進するとともに、ブランド化を推進します。

※6次産業化：第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと

2. まちの活力を生む商工業の推進

- 中心市街地活性化支援策を活用し、八街TMO（※）と連携を図りながら、商業やサービスの集積した活気のあるまちを形成するとともに、地理的条件を活かした企業誘致を推進し、雇用の増加を図ります。

※八街TMO：中心市街地において商業まちづくりを運営・管理する機関（商工会議所）

3. まちに賑わいをもたらす産業の振興

- 本市にある様々な地域資源を活かしながら、特産品などの開発、地産地消型ビジネスの啓発を行うなど、多くの人々が来街しやすい賑わいのあるまちづくりを進めます。また、社会情勢の変化に対応した、サービス産業への支援を図ります。

1. 市民と行政の協働の推進

- 透明性の高い行政運営を推進し、まちづくりに対する市民の関心を高めます。
- 政策形成段階からの市民参画の仕組みづくりを進め、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進します。また、さまざまな主体(※)が連携・協働し自主的にまちづくりに関わっていくとともに、市民と行政が協議を重ねながら役割を明確にして、協働の体制・協働事業の制度を確立します。

※さまざまな主体：市民、地域(区・自治会など)、NPO法人、ボランティア団体、企業など

2. コミュニティの育成

- 地域の連帯感や自治意識の醸成を図り、リーダー育成や情報提供を通じ、地域コミュニティの活性化を図ります。また、公共施設の有効利用などにより、コミュニティ活動の場を提供し交流を促進します。

3. 市民によるまちづくり活動の推進

- まちづくりに気軽に参加できる機会の拡大やまちづくりに関する情報提供を推めます。市民が主役のまちづくりを推進するため、市民活動団体の育成を積極的に進めます。また、その活動を支援するほか、団体相互の交流を推進するなど、活性化を図ります。

1. 効率的な行財政運営

- 職員の政策形成や計画執行能力の向上及び財政面の改革を図るなど、行財政改革を進めます。さらには、民間能力の活用を図るとともに、民間の経営手法を学び、市民ニーズに的確に応えられる市政運営を進めます。また、行政評価システムなどを導入し、説明責任が果たせる市政運営を進めるとともに、周辺市町村との連携により、広域的な課題への対応を進めます。

2. 市民と行政の情報の共有

- 行政情報を的確に公開するとともに、広報活動の充実や情報の電子化を推進し、市民との情報の共有を進めます。また、広聴活動を充実し、市民の意見を取り入れる機会を拡大します。

3. 窓口サービスの充実

- 電子自治体の構築を図り市民の利便性向上を図るとともに、社会保障・税番号制(※)に基づいた、ワンストップサービス(※)体制の構築など、市民が利用しやすい窓口サービスの充実を図ります。また、職員の接遇向上に努め、わかりやすい市役所づくりを進めます。

※社会保障・税番号制：住民票を有する全ての方に対して、一人1番号のマイナンバーを指定し、国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを結びつけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り(情報連携)する制度

※ワンストップサービス：関連する手続きを、一度で、あるいは1か所で行えるサービス

4. 市の魅力発信

- 若年・子育て世代の移住・定住を促進するため、様々な媒体を活用し、効果的に市の魅力を発信するシティセールス(※)を進めます。

※シティセールス：都市としてのイメージや知名度を高めることにより、人や企業に「住んでみたい」、「ビジネスをしたい」と思われ、ひいては都市の活性化が図られることを目指し、都市の持つ様々な魅力を市内外に発信しようとするための方策

